

3 校内放送規定

- 1 放送を依頼する内容は生徒会、部活動、学校行事に関係ある事項とする。
- 2 所定用紙に内容、理由、希望する放送日時等を明記し、所属団体の担当教員に提出する。
- 3 所属団体の担当教員が特別活動部教員に所定用紙を提出し、許可を得た上で放送を行う。